

## 陽だまりサロン ～出店規約～

本規約は、陽だまりサロン（以下「当サロン」という。）が企画、運営を行う、「陽だまりさんぽみちマルシェ」などの各種イベントへの出店を希望する個人または企業（以下「申込者」という。）の出店申込及び出店に係る遵守事項を定めたものである。申込者及び出店が決まった申込者（以下「出店者」という）は本規約を十分に確認し、同意するものとする。

### 第1条（総則）

#### 1、陽だまりサロンが企画するイベントの目的

当サロンおよび出店者が楽しみながら協働し、人とのつながりが感じられる楽しい場所を提供することで地域の活性化を目指していきます。

#### 2、基本理念への賛同

「陽だまりサロン」の基本理念である『応援し合う、夢を叶える、仲間ができる』に賛同し、各出店者様の商品、サービスなどをご来場者様に広く周知していただく機会を提供するコミュニティに参加を希望する個人または企業であること。

#### 3、遵守事項

出店者はいかなる場合にも本規約を遵守しなくてはなりません。違反する行為・第三者への迷惑行為・公序良俗に反する行為、当サロンの指示に従わない行為など当サロンが判断不適と判断した場合は、即刻出店取り消し又は出店の拒否、即時排除するものとします。この場合、当サロンは損害賠償の責は一切負いません。

### 第2条（出店申込禁止者）

以下各号に該当する者は出店申込を行うことができない。また、申込者は自身が以下各号に該当する者ではないことを表明し保証する。

- (1) 未成年者
- (2) 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）
- (4) 反社会的勢力の支配・影響を受け、または反社会的勢力を利用し、暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行う者（第三者を利用して行う場合も含む。）
- (5) その他当サロンが不適當と認めた者

### 第3条（出店申込等）

#### 1, 出店の申込

イベントへの出店は当サロンが定めるイベント申込開始日から先着順とし、イベント毎に定める募集数に達した段階で募集を終了とします。募集終了以後の申込者は出店キャンセル待ちリストに記録され、先に出店が決定した申込者が出店キャンセルした場合にキャンセル待ちリストの順番に従い参加権利を有することとする。

#### 2, 出店の決定

##### (1) 出店権利の確定

申込者が既定の出店料を当サロンに納付した段階で当サロンと出店者の出店権利（個別契約）が成立したものとします。出店料はイベント毎に設定され、詳細はイベントの出店要項に記載される。

##### (2) 出店可否の審査実施

当サロンは当サロンの判断基準に従い申込者の出店審査を実施し出店許可を決定します。申込者は出店許可の是非に関する異議申し立てをする事はできないものとします。

##### (3) 出店料に含まれるもの

- ・ 出店小間スペース
- ・ 出店者サービス全般
- ・ 損害賠償保険その他展示会に関する費用など

##### (4) 出店料に含まれないもの

- ・ 出店装飾費
- ・ 搬入搬出にかかわる費用

##### (5) 出店者都合の出店取り消しについて

出店者の都合により出店を取り消す場合又は小間数を削減する場合は下記の通り取消料を申し受けます。

	期日	取消料	備考
イベント開催	30日以前	出店料の50%	
	30日前から当日	出店料の100%	

\* 出店料返金の際の振込手数料は出店者負担とし、出店からの出店取消の案内を当サロンが受領後、出店料から振込手数料を引いた金額を、1週間程度以内をめぐりに出店者指定の口座に振り込みます。

### 3, 出店申し込み方法

申込者は、当サロンが指定する下記の方法にて出店の登録を行うものとする

#### (1) 出店要項及び規約（本状）の確認

当サロンが企画するイベントに出店を希望する申込者はイベント仮登録前に出店要項及び規約について十分な確認を行い、(2) 項にある仮登録をお願いします。当サロンは申込者が仮登録に進んだ段階で規約および出店要項に関して確認及び同意したものとします。

#### (2) 仮登録

申込者は下記の連絡先に通信内容を電話もしくはLINEにて伝達する。

連絡先手段 : LINE:himari2456 もしくはショートメール : 080-6954-3788

通信内容 :

<出店者情報> 会社名(個人名)、申込者名(代表者)、連絡先

<要件> イベント名「第〇〇回 陽だまりさんぽみちマルシェ」出店希望(例)

#### (3) 出店者情報の登録

申込者からの仮登録連絡受領後、当サロンにて申込者の審査及びイベント出店の可否判定を行います。出店が決定した申込者には、当サロンから申込者情報を登録いただくWebサイトを仮登録いただいた方法(LINEもしくはSNS)にてご案内させていただきます。申込者は当サロンからの案内受領後速やかに出店者情報の登録をしなければならない。

#### (4) 出店料金の納付

##### ・納付方法

出店者情報登録完了案内(メール)に出店料の納付情報(銀行振込)が記載されております。申込者は登録完了案内受領後1週間以内に納付しなければならない。

なお、振込手数料は申込者負担とする。

##### ・納付遅延による当サロンの対応

事前の連絡なく既定の振込期間(案内受領後一週間以内)に申込者から当サロンに出店料の納付がない場合は、当サロンは申込者が出店する意思がないと判断し出店をキャンセル扱いすることができる。

### 第4条(出店プラン)

出店料、小間サイズなどはイベントにより異なりますので詳細は各イベントの出店要項に記載するものとする。

## 第5条（出店場所）

出店者の出店場所（区画等）は当サロンがイベントごとに決定し、出店者に案内するものとする。出店者は出店場所に関して当サロンの決定に従うものとします。

## 第6条（販売可能な商品）

### （1） 出店者の商品、サービス範囲

出店者が販売可能な商品及びサービスは、出店者の営業許可証の範囲内とする。

### （2） 飲食物の提供に関して

飲食物を提供する出店者は下記の事項について遵守しなくてはならない

#### 1, 食品衛生責任者の有資格であること

飲食物の提供を行う出店者は当該の資格を所得している事。イベント期間中は保健所からの営業許可証の写しを当サロンの確認要求があった場合速やかに提示できるよう準備をすること。

#### 2, 衛生管理の実施

・ HACCP に沿った衛生管理を実施している事

・ 出店者がイベントで提供する商品は保健所から必要な営業許可を受けている施設で製造、梱包、ラベルをされた商品であること。または、営業許可を所得しているレンタルキッチン等での製造、梱包された商品とする。

#### 3, 出店者による営業許可準備

出店者が提供する物品等においてイベント期間中に必要な各種許可証、申請、免許などについてはイベント開催までに出店者が準備することとする。

#### 4, 出店者による営業ごみの回収義務

出店者が来場者に提供する物品およびサービスにおいてイベント期間中、準備（搬入、搬出時）等においてゴミ（箸、容器、廃棄食材など）が出た場合は、出店者はゴミの回収及び来場者のゴミ回収要求に応じる手段（ゴミ袋、ゴミ箱の設置など）を講じなくてはならない。

## 第7条（販売禁止商品）

（1） たばこ、酒類、消費期限及び賞味期限が切れている飲食物またはそれらで調理したもの及び 当サロンが不適当と判断したものは販売禁止とする。

- (2) 公序良俗に反する物品、他者の知的財産に関わる物品の販売、偽ブランド、海賊版・コピー商品などの違法商品、盗品、危険物、などの販売は一切を禁じます。
- (3) その他社会通念上相応しくないと、当サロンが判断したもの

## 第8条（その他出店者の遵守事項）

出店者は以下各号の項目を遵守しなければならない

- (1) 出店者は和衷協同の精神をもって、当サロンとイベントの成功に協力すること
- (2) 出店者はイベント期間中（搬入搬出含む）当サロンスタッフの指示に従うこと。
- (3) 出店者は当サロンが定めるイベントの搬入・搬出時間を遵守しイベント開始後の設営（遅刻設営）及び早期撤収（イベント前搬出）は行わないものとする。
- (4) イベントへの搬入・搬出及びイベント開催中の備品、商品その他資産の紛失や盗難など対策、管理等は出店者各自の責任において行うこととし、それら事故があった場合でも当サロンは一切の責を負わないものとする。
- (5) 出店者は当サロンがイベントごとに定める場所（小間位置）及び出店範囲内（小間エリア）で商品の展示、サービスなどの提供が行うことができる。定められた小間位置以外での販売及びサービスの提供や小間エリア範囲を超え隣接する小間エリアや通路への展示をしてはならない。
- (6) 出店者が提供する商品、サービスなどについて、事故や苦情、販売におけるトラブル等が発生した場合は出店者の責任とし、迅速に対応すること。当サロンはその責を一切負わないものとする。
- (7) 出店者は他の出店者及び来場者に対して何らかのビジネスへの勧誘、強引な勧誘、詐欺行為、犯罪行為、威嚇、拡声器やマイク、大音量などによる宣伝などの迷惑行為、誹謗中傷及び営業妨害などをしてはいけない
- (8) 有償・無償に関わらず第三者へ出店する権利を貸付、転売、譲渡してはいけない
- (9) 出店に関する各種関係諸法令に違反する、公序良俗に反する行為による当サロンおよび当サロンが企画するイベントの信用を害する行為を行わないこと。
- (10) 出店者は会場内に設置された電源及びコンセント、机、椅子などを無断で使用してはいけない。出店者は事前申し込み時に使用申請した場合のみ使用することができる。違反した場合は次回以降の出店をすることができない。
- (11) イベント期間中に出たゴミ（容器、残骸、展示装飾品、梱包資材、不要物）などは出店者が責任をもって回収し、搬出の際に出店小間の清掃及び原状復帰をさせてから退出しなければならない。当サロンはイベント期間中に出た出店ゴミの回収及び清掃業務は行わないものとする。

- (1 2) イベント期間中は館内で火を用いた調理、サービス、物品の提供および喫煙は出来ません。ただし電力の事前申請及び当サロンへのサービス提供内容の提示を行い当サロンからの使用許可を取得することで販売物品の保温、保冷、加温、冷却を目的とした電気調理器等の使用は可能とする。調理を目的とした使用は原則利用できない。ただしキッチンカーもしくは屋外でのサービス提供、販売はこの限りではない。
- (1 3) 出店者もしくは出店者の関係者、協力者による本マルシェ運営を威嚇、威力業務妨害し運営を妨げる行為の禁止
- (1 4) 当サロンが不適切又は不適當であると判断する行為などの禁止
- (1 5) 感染症予防対策は各出店者での対応とする。
- (1 6) 上記(1)から(15)の号に該当する行為を確認した場合、または当サロンの指示に従わなかった場合は、当サロンは出店者に対して出店取り消し又は出店の拒否、排除、即時退去する権利を有するものとします。その場合、いかなる理由においても当サロンは損害賠償の責は負いません。また行為、損害の度合いにより当サロンは出店者に対して賠償責任を請求することができるものとする。

## 第9条 (損害賠償)

出店者は、当サロンまたは来場者その他第三者、施設などに何らかの損害を与えた場合、直ちに当サロンにその旨を申し出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

## 第10条 (販促協力)

### 1, イベント告知の協力

出店者はイベント告知を出店者の SNS 及び自社 HP, 広告及びチラシ等で積極的に販促活動を行い無理のない範囲で集客活動に協力しなくてはならない。集客活動の際に当サロン HP 及びインスタへのリンクは出店許可後であれば当サロンの許可なくリンクすることができる

### 2, 出店者紹介制度

イベントへの出店者が各種イベントへ新規参加者を勧誘(以下紹介者)し、紹介者がイベントの出店者となりイベントへ参加完了した時点で、勧誘した出店者は次回イベント出店料を10%減額した価格で参加する権利を有する。その際は下記の諸条件を満たすこと。

- ・紹介者が仮登録の際に出店者の紹介である旨伝達すること。紹介者の出店決定以降の紹介申告の承認は出来ないものとする。
- ・減額する出店料は基本の出店料(基礎小間代金)とし、オプション、電気代は対象外等する

## 第 11 条 (契約解除)

1, 当サロンは、出店者が次の各号に掲げる事由の一つに該当した場合には、何らの催告なしに直ちに契約を解除することができるものとする。

- (1) 監督官庁より営業停止または営業許可の取消等の処分を受けたとき
- (2) その他出店者が当サロンの信頼を失墜させる行為を行ったとき

2, 当サロンは、出店者が本規約の各条項に違反したときは、相当の期間を定めて是正を催告し、なお是正されないときは、出店を停止させ、契約を解除することができる。

## 第 12 条(免責)

地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電、感染症 (COVID-19 等含む。)、戦争行為 (ミサイル飛来等含む。) 等その他不可抗力と認められる事故、または、当サロン若しくは出店者の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって本マルシェの開催が困難だと当サロンが判断した場合、当サロン及び出店者は互いにその責を負わないものとする。

## 第 13 条 (個人情報の取り扱い)

### 1, 個人情報保護について

陽だまりサロンは、「個人情報の保護に関する法律」並びに「個人情報保護」に基づき、お客様の個人情報を以下のようにお取り扱いし、保護に努めます。お客様におかれましては、予めこれらをご了承の上、個人情報をご提供いただけますようお願いいたします。

- (1) お預かりした個人情報は本展示会に関するご連絡のために使用します。
- (2) お預かりした個人情報を第三者に提供することはありません。
- (3) ご本人からの、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用目的の通知、利用の停止、消去などのお求めにはすみやかに対応いたします。

第 16 条の問い合わせ先までご連絡ください

### 2, 当サロンのプライバシーポリシーは当社ホームページにて掲載する

陽だまりサロンホームページ：<https://hidamari-sanpo.com/>

### 3, 展示会の撮影

- (1) 展示会風景、自身の出店風景などを SNS へ掲載の際は出店者の責任範囲で行い、来場者及び他出店者、当サロンスタッフのプライバシーに配慮し個人が特定できないようモザイク、ぼかしなどの加工の上使用することとします
- (2) イベント期間中、当サロンスタッフによる出店者様の撮影をする場合がございます。出店される方で撮影拒否を希望される方は予め情報掲載時もしくは当サロンスタッフまでお申し付けください。

## 第 14 条 (協議)

本規約に定めがない事項及び本規約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって当サロン、出店者間で協議し解決するものとする。

## 第 15 条 (本規約の変更)

当サロンは、当サロンが必要と認めたときに、申込者及び出店者の一般の利益に適合する場合または本規約の範囲内で、変更の必要性、変更後の内容の相当性などに照らして合理的な内容に限り、いつでも本規約を変更することができる。この場合、当サロンは変更後の本規約の内容及び変更の時期を当サロンホームページ上で通知し、当該変更内容の通知後、当サロンが企画するイベントへの出店申込または出店を行った場合には、申込者及び出店者は、本規約の変更に同意したものとみなす。

## 第 16 条 (問い合わせ)

当サロンへの問い合わせは以下の通り定める。

・連絡先

陽だまりサロン 担当：岡本

・連絡方法

電話：080-6954-3788 LINE：himari2456

受付時間：9時～18時

※電話で問合せの際は取り次げない場合があります。時間を空け再度ご連絡いただくか、氏名・連絡先・お問合せ内容をご記載の上、LINEもしくはSNSにてお問合せ下さい。確認が取れ次第担当よりご案内させていただきます。

以上

### 【改訂履歴】

2024.9.21 初版発行